

2026 年 10 月 8 日

契約監査会社 御中

契約研修機関 御中

JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 3.1 の適用開始及び移行対応

一般財団法人食品安全マネジメント協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下「JFSM」という）の活動にご支援ご協力賜り誠に有難うございます。

この度、弊協会は「JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 3.0（以下「プログラム文書 Ver. 3.0」という）」を改定し、2026 年 10 月 8 日に JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 3.1（以下「プログラム文書 Ver. 3.1」という）を公表致しました。本規格の適用開始並びに契約監査会社・契約研修機関・適合証明組織の移行対応につき、下記のとおり通知致します。

敬具

記

1. 移行方針

1.1 適用開始の原則

プログラム文書 Ver. 3.1 は、2026 年 10 月 8 日に適用を開始する。運用を行う各機関は 2027 年 12 月 31 日までに移行を完了しなければならない。ただし、後述の 1.2、2 に定める事項は例外とする。

1.2 監査会社の承認審査

監査会社の承認審査に係る要求事項（プログラム文書 Ver. 3.1 3.3）については、プログラム文書 Ver. 3.0 の適用期限及びプログラム文書 Ver. 3.1 の適用開始を以下のとおりとする。

- 1) 2027 年 12 月 31 日までに JFSM が JFS 監査及び適合証明業務に関わる監査会社登録申請書（以下、「監査会社登録申請書」という）を受理した法人については、適用するプログラム文書のバージョンは、審査に先立ち JFSM と相談した上で、決定する。
- 2) 2028 年 1 月 1 日以降に JFSM が監査会社登録申請書を受理した法人については、JFSM は、プログラム文書 Ver. 3.1 に基づいて承認の審査を実施する。

2. 改定に伴う対応

2.1 契約監査会社の対応

1) 移行対応期限

契約監査会社は、後述する要求事項を除き、2027 年 12 月 31 日までに、プログラム文書 Ver. 3.1 への移行対応を完了しなければならない。

JFSM は、移行確認のための定期審査（プログラム文書 Ver. 3.1 3.5.1）を以下のプロセスにより実施する。

- ① プログラム文書 Ver.3.1 発行後、2027 年 12 月 31 日までに契約監査会社に対して実施する定期審査において、査基準はプログラム文書 Ver.3.0 とする。
- ② 2028 年 1 月 1 日以降に実施する定期審査はプログラム文書 Ver. 3.1 を審査基準とする。

2) 適合証明情報の登録及び適合証明書の変更

監査会社は、すでに適合証明された組織に対してプログラム文書 Ver. 3.1 に基づく監査を行った場合、判定完了後に、JFSM-DB において、「登録組織情報」の「プログラム文書の Ver.」を「3.1」に変更する。

2027 年 12 月 31 日までにプログラム文書 Ver. 3.0 に基づいて適合証明書を発行した組織については、プログラム文書 Ver. 3.1 4.10 適合証明書の発行 の適用は、次回再発行時（適合証明の更新時もしくは登録情報変更により適合証明書の変更を行う場合）とすることができる。

3) 監査員・判定員の初回登録

契約監査会社が、プログラム文書 Ver. 3.1 5.2 (1) 及び 5.3 (1) に従い、監査員・判定員を新規に登録申請する場合において、Ver.3.1 における追加は『5.2(1)① 認証機関において JFS-C 規格の当該セクターの審査員として登録が有効となっていることを確認することで、指定の研修修了を満たすことも可能となる』という点であり、その他の従来の要件には追加、変更はない。

このため、上記の 5.2(1)①の追加内容については Ver.3.1 運用開始より適用とし、それ以外の申請方法、内容については Ver.3.0、Ver.3.1 において変更はない。

4) 適合証明書発行及び組織情報の DB 登録手順

契約監査会社が、プログラム文書 Ver.3.1 3.4 及び 4.10 及び 4.14 に従い、適合証明書の発行を行う場合において、2026 年 11 月より「JFSM データベースシステム 操作マニュアル(手順)（監査会社用）第 3 版)に沿って対応を行うものとする。

表 1 監査会社の移行対応スケジュール

プログラム文書 Ver.3.1 の適用時期	年	2026	2027														2028 以降
	月	~12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
監査会社における運用																12/31 移行期限	
監査員・判定員の登録 5.2 (1)、5.3 (1)																	
適合証明書発行及び組織情報 DB 登録手順																	
JFSM が実施する定期事務所審査基準																	

準備でき次第運用開始

公表時点より運用開始

2026/11 運用開始

1/1 以降
Ver.3.1

1/1 以降
Ver.3.1

2.2 契約研修機関の対応

監査研修の契約研修機関は、プログラム文書 Ver. 3.1 に基づいて研修資料を改訂するとともに、プログラム文書 Ver. 3.1 の変更点を講師に周知させなければならない。研修機関は、研修資料の改定にあたり「JFSM 承認研修機関 及び講師に係る承認基準文書 Version. 3.0」5.6.1 に基づき変更の承認を申請しなければならない。

2028 年 1 月 1 日以降に実施する研修は、プログラム文書 Ver. 3.1 に基づく研修としなければならない。

3. 失効文書について

以下の通知文書は 2026 年 12 月 31 日をもって失効とする。

- ・適合証明書 記載事項『監査員氏名』『判定員氏名』表示について (2025_ND_101_1)

以上